

教保第908号
令和4年9月9日

各市町村教育委員会教育長
各公立幼稚園長
各小中学校長
各県立学校長
各教育事務所長

殿

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺 満
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

みだしのことについて、令和4年9月9日付け事務連絡にて文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、別添のとおり、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下、「対処方針」という。）」が変更された旨、通知があります。

各学校（園）においては、別添の文部科学省事務連絡及び厚生労働省事務連絡を御確認の上、適切な対応をお願いいたします。

各市町村教育委員会においては、貴所管の学校（園）へ周知するとともに、学校（園）において適切な対応がなされるよう御指導についても併せてお願いいたします。

各教育事務所におきましては、必要に応じ助言をお願いいたします。

記

【療養期間】

（1）有症状患者

（a）（b）以外の者

・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。

（b）現に入院している者・・・従来から変更なし

・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から解除を可能とする。

（2）無症状患者

・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。

・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。

【留意点】

・療養解除後も、有症状患者については発症日から10日間、無症状患者については検体採取日から7日間が経過するまでは、感染予防行動の徹底が求められる。

・療養期間中も一定の場合に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないとされたものの、療養期間中の出勤、登校は必要最小限の外出としては認められないこと

・療養解除後に、学校に出勤、登校するに当たって、学校に陰性証明を提出する必要はない。

教保第 744 号
令和 4 年 8 月 3 日

各市町村教育委員会教育長
各 公 立 幼 稚 園 長
各 小 中 学 校 長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

} 殿

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺 満
(公印省略)

新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
さて、令和 4 年 8 月 1 日付け事務連絡により文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添のとおり依頼があります。
ついては、各学校（園）は、別添を確認の上、適切な対応をお願いいたします。
各市町村教育委員会においては、貴所管の学校（園）へ周知するとともに、学校（園）において適切な対応がなされるよう御指導についても併せてお願いいたします。
各教育事務所におきましては、必要に応じ助言をお願いいたします。

記

1. **新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について**
 - ・教職員や児童生徒等が、療養期間又は待機期間を経て、学校に出勤、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はない。
 - ・自宅で療養を開始する際も、検査結果を証明する書類は必要ない。
2. **濃厚接触者の待機期間の見直しについて**
 - ・最終曝露日（感染者との最終接触等）から 5 日間（6 日目解除）
 - ・2 日目、3 日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は 3 日目から解除
 - ・いずれの場合においても、一定の発症リスクがあるため、7 日間が経過するまでは、健康観察の実施、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等は控え、感染対策を徹底する。